

10月  
から

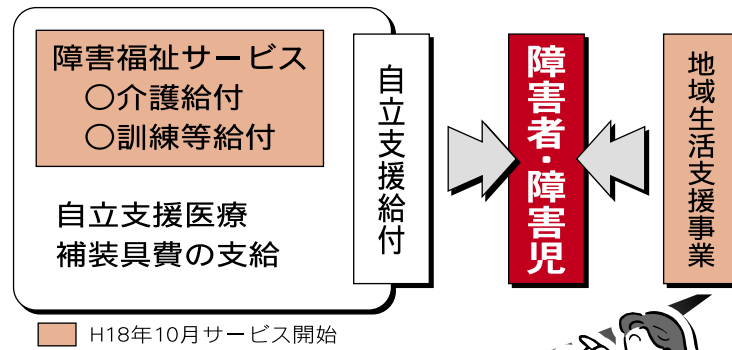
# 障害者の新しい福祉サービスが 始まりました

障害者自立支援法は、障害のある人が自立した生活が送れるように支援し、住みなれた地域で安心して暮らせる社会を実現していくための仕組みです。

平成18年10月から全面的にサービスが開始されました。その中には障害福祉サービスとは別に町が実施主体になる「地域生活支援事業」があります。この事業の利用料は原則1割自己負担となります。(一部例外あり)

健康福祉課福祉係 ☎028(677)1112

## ●障害者自立支援法の仕組み



## 芳賀町地域生活支援事業



### 1.相談支援

障害者や障害児の保護者の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助を行います。  
芳賀地区障害児者相談支援センター ☎0285-80-7765 真岡市総合福祉保健センター内

### 2.日中一時支援

家族の就労支援や一時的な休息を目的とする事業です。障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練、その他必要な支援を行います。

### 3.移動支援

屋外での移動が困難な障害者等の外出の際の移動支援を行います。ただし就労・就学その他継続的かつ長期の利用は除きます。また、身体障害者についての利用は、視覚及び全身性障害者に限ります。なお、通院介助については、障害福祉サービスの居宅介護で申請することになります。

### 4.地域活動支援センター

I型…主に地域で生活している精神障害者の、日常生活の相談や各種手続のお手伝い、またゆっくりくつろげる居場所・仲間との交流の場としての提供、創作的活動・生産活動の機会の提供を行います。

- 県東ライフサポートセンター(稲毛田)
- 真岡ひまわり共同作業所(真岡市)

II型…創作的活動・生産活動の機会の提供に加え、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを行います。

- 障害者支援施設等に委託予定

### 7.福祉ホーム

家庭環境・住宅事情等の理由により、住居の確保が困難な障害者に対して低額な料金で居室その他の設備を利用してもらい、日常生活に必要な支援を行います。

### 5.コミュニケーション支援

聴覚・言語機能・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に対し、手話通訳者等の派遣事業を行います。

### 6.日常生活用具の給付等

障害者や障害児に、補装具以外の機器で、自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。

### 8.身体障害者自動車 改造費助成



写真:芳賀高生徒を対象とした「ヘルスサポーター21事業」家庭科の授業から

# ヘルスサポーター21事業 町食生活改善推進員会

10月3日、芳賀町食生活改善推進員会の事業である「ヘルスサポーター21事業」を芳賀高生徒を対象に実施しました。  
この事業の目的は「ひとりひとりが健康づくりを実践し、自立した食生活ができるように支援する」というものです。家庭科の授業時間中に、昨年厚生労働省と農林水産省で作成した「食事バランスガイド」の説明と、調理実習を行いました。

### 【生徒の感想】

- とても楽しく取り組むことができた。初めて作ったものもあつたので色々勉強になった。
- 全部おいしくできた。特にサラダがとってもおいしかった。
- みなさんといろいろ会話をしながらの調理はとっても楽しかった。
- また来て料理を教えてください。

### 【推進員の感想】

- 生徒さんの手際が良かった。
- 生徒さんがとても可愛かった。

### 健康づくり推進計画

策定委員が決まりました

安部百合世さん(下高根沢)

宇塚真紀子さん(祖母井)

お2人には町が策定する「健康づくり推進計画」の策定にご協力いただきます。

健康福祉課健康係 ☎028(677)6042

### 今回のメニュー

☆ごはん

☆つくねバーグ

☆大根と帆立のサラダ

※P29のヘルシーメニュー参照

☆スキム入りかきたま汁

☆牛乳寒

<1人分栄養価>  
エネルギー…736kcal  
タンパク質…35.6g  
脂質…23.8g  
カルシウム…210mg  
鉄分…3.7mg  
塩分…3.9g



日本人が不足しがちな鉄分とカルシウムがしっかりとれるように考えた献立です。